

## 会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 4 8	令和5年度第2回 墨田区公契約審議会		
開催日時	令和5年12月15日(金) 午前10時から午前11時まで			
開催場所	墨田区役所庁舎12階 121会議室			
出席者数	13人【委員】谷内田 昌克、定谷 英明、出雲 洋行、斉藤 正平、 鈴木 利治、阿部 かおり、村田 淳 【事務局】総務部長、総務部参事(契約課長事務取扱)、契約課契約係長、 契約課主査(3)			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	5人
議 題	令和6年度労働報酬下限額の設定について			
配付資料	1 工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額設定において勘案する公共工事設計労務単価 2 業務委託契約及び指定管理協定の労働報酬下限額設定において勘案する区会計年度任用職員の報酬(時間額)の推移等 【参考資料】労働報酬下限額の設定について			
会議概要	1 開会 事務局(総務部参事)から各委員に対して、傍聴及び議事録作成のための録音について承認を求め、いずれも了承された。 2 労働報酬下限額の設定において勘案する事項について説明 事務局(総務部参事)から労働報酬下限額の設定において勘案する事項について及び公契約条例制定自治体の状況を説明した。 3 令和6年度労働報酬下限額の設定についての審議 工事又は製造の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定の順に審議を行い、答申内容が全会一致で決定された。 4 令和6年度労働報酬下限額の設定についての答申 答申書が審議会会長から事務局に提出された。 委員からの主な意見とそれに対する他委員の意見・区の回答等は、別紙のとおり 答申書(写)は別紙のとおり			
所管課	総務部契約課			

## 令和6年度労働報酬下限額の設定について

## 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
<p>下限額であるので、熟練工・一人親方の労働報酬下限額については、公共工事設計労務単価の85%としても良いのではないか。</p>	<p>【他委員の意見】 人材不足は深刻であり、設定した下限額どおりでは人材確保が難しい場合が想定される中においては、下限額を低く設定することで他の事務コストが発生するリスクがある。</p>
<p>「未熟練工」の定義を確認したい。 また、次年度以降の課題として、未熟練工についての考え方については継続して審議していきたい。</p>	<p>【区（事務局）の回答】 熟練工・未熟練工について、行政側で一律的に線引きするということは難しく、事業者側で各労働者の技量や経験に応じて行っていただくものと考えている。</p>
<p>建設キャリアアップシステムの導入等を積極的に考えてほしい。審議会の場でも今後審議していきたい。</p>	<p>【区（事務局）の回答】 建築キャリアアップシステムを公共工事の入札において取り入れている自治体もあることは認識している。本区としても検討はしていこうと考えているところである。</p>

## 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

## 【委員の意見等】

- ・ 事業者側としては、（公民問わず）人件費の増が契約金額に反映されるものとされないものがあり、苦しんでいるというところが率直な思いである。
- ・ 民間を見ると、1,200円でも低いと感じるところはあるが、下限額ということを鑑みれば妥当ではないか。